

令和8年度鹿嶋市チャレンジショップ支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き店舗等の利用促進並びに新たなにぎわい及び経済循環の創出を図り、もって鹿嶋市内の商業地域及びその周辺の経済活力の向上に資するため、対象区域において事業を新規に開始する事業者に対し、店舗改修又は店舗建築に係る施設整備に要する経費及び創業から開業に向けた伴走型支援に要する経費を補助する令和8年度鹿嶋市チャレンジショップ支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、鹿嶋市補助金等交付規則（平成14年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象区域 別図に定める区域をいう。
- (2) 事業者 対象区域において営利を目的とする事業を新規に開始する者をいう。
- (3) コンサルタント等 中小企業診断士、税理士、公認会計士等の資格を有する者、過去3年以内に創業及び経営を支援した実績を有する者その他経営、商品若しくはサービスの開発等に関する専門的な知識及び経験を有すると市長が認める者（法人を含む。）をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 事業に際して使用する対象区域内の物件を自己で所有し、若しくは賃借していること、又は当該物件の購入若しくは賃借に係る契約若しくは仮契約を締結していること。
- (2) 開業に際して法令等に基づく許認可等が必要な場合は、当該許認可等を受け、又は開業までに受ける見込みがあること。
- (3) 開業に際して、鹿嶋市商工会へ加入すること又は既に参加していること。
- (4) 市の実施する経営状況に関する調査に協力すること。
- (5) 市税等を滞納していないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは関係者又はその利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 延床面積500㎡以上の商業施設への入居者でないこと。
- (8) 持続可能な経営を図るため、原則として事業の開始前から通算して3か月以上、コンサルタント等と委託契約等を締結し、又は締結する見込みであり、経営の安定化に関し、継続的に伴走支援又は経営指導を受けること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(1) 対象区域内において営利を目的として新規に開始する事業

(2) 年度内に開業する事業

(3) 原則として、1年以上継続して営業する事業

(4) 原則として週3日以上、午前11時から午後7時までの時間帯において、1日当たり2時間以上営業を行うものであること。

(5) 小売業、飲食業、宿泊業、サービス業その他の観光客の利用が見込まれる業種又は市内外からの回遊客が立ち寄りやすい業態であり、管理、事務又は物品の保管等を主たる目的とする業態でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を交付しないものとする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業に該当する場合

(2) 風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する場合

(3) 風営法第2条第11項に規定する特定遊興飲食店営業に該当する場合

(4) 風営法第2条第13項に規定する接客業務受託営業に該当する場合

(5) 茨城県テレホンクラブ営業に係る利用カード等の販売等の規制に関する条例（平成13年茨城県条例第68号）第2条第3号に規定する利用カード等の販売業に該当する場合

(6) 同一の店舗（実質的に同一と認められるものを含む。）又は同一の事業者（代表者、役員等が実質的に同一である場合を含む。）等において、過去10年間に鹿嶋市チャレンジショップ支援事業補助金の交付を受けた場合

(7) 移動販売車又は屋台等を主たる店舗として事業を行う場合

(8) その他市長がこの要綱の適用を受けることが不相当であると認める場合

(補助金の交付対象)

第5条 補助対象事業は、別表に掲げる店舗改修費又は店舗建築費に係る対象経費及び経営支援費に係る対象経費をいずれも要するものとし、当該対象経費、補助率及び補助額の上限は、同表に定めるとおりとする。

2 前項に規定する対象経費のうち、第3条第8号に規定する委託契約等に係る経費については、当該委託契約等の期間が翌年度にわたる場合であっても、補助金の対象となる経費は、補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月31日までに支払が完了したものに限るものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を令和8年8月31日（次項において「申請期限」という。）までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 補助事業計画書（様式第1号その1）
- (3) 収支予算書（様式第1号その2）
- (4) 補助事業経費内訳書（様式第1号その3）
- (5) 補助事業資金計画書（様式第1号その4）
- (6) 申請者及び事業に関する調書（様式第1号その5）
- (7) 使用する物件を所有又は賃借することが確認できる書類（売買契約書、賃貸借契約書、これらの仮契約書等）の写し
- (8) 店舗改修又は店舗建築に係る工事の内容及び施工予定が確認できる書類（工事請負契約書、見積書等）の写し
- (9) 補助事業に係る経費の見積書の写し
- (10) 事業を行うに当たり許認可等が必要である業種の場合は、当該許認可等を受けたことが確認できる書類の写し（申請時において当該許認可等を受けていない場合は、開業までに当該許認可等を取得する旨の誓約書）
- (11) 法人にあっては定款の写し
- (12) 使用する物件の写真（工事着工前のもので、工事予定箇所の分かるもの）
- (13) 使用する物件の位置図及び平面図
- (14) コンサルタント等との契約内容及び支援計画が確認できる書類の写し（申請時において未契約の場合は、支援計画の案及び見積書の写し）
- (15) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、申請期限までに受け付けた申請の総額が令和8年度の予算の額に達しない場合は、前項の規定にかかわらず、予算の範囲内において、申請期限後においても申請を受け付けることができる。

（補助金の交付決定等の通知）

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、次条第1項に規定するチャレンジショップ支援事業補助金補助事業者選考委員会の選考を経て、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付すべきと認めるときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

3 規則第9条第3項の補助金等交付申請却下通知書は、様式第2号その1とする。

（選考委員会の設置）

第8条 前条第1項の選考を行うため、チャレンジショップ支援事業補助金補助事業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

2 選考委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(申請の取下げ期日)

第9条 規則第11条第1項の市長が別に定める期日は、交付の決定の通知を受けた日から起算して20日を経過した日とする。

(指示事項の遵守)

第10条 第7条第2項の規定により交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、市長が補助金の交付に関し必要な指示をした場合には、これに従わなければならない。

(補助事業の計画変更)

第11条 補助事業者は、補助金の交付の決定後、補助対象事業について、その内容を変更しようとする場合は、補助事業等計画変更申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。ただし、補助金の交付決定額に変更を伴わないものうち、補助事業資金計画書(様式第1号その4)における経費の配分の流用において、流用先の経費の3割に相当する額以内の経費の配分の変更については、この限りでない。

2 市長は、規則第12条第1項の規定による補助事業計画変更申請を承認したときは、補助事業等計画変更承認通知書(様式第4号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(補助事業の中止等)

第12条 規則第12条第2項の補助事業中止(廃止)届出書は、様式第5号とする。

2 市長は、規則第12条第2項の承認をしたときは、補助金交付決定取消通知書(様式第6号)により、当該届出をした者に通知するものとする。

3 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその執行が困難になったときは、速やかに書面により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告及び調査等への協力)

第13条 補助事業者は、市長が補助事業に関して報告を求めたとき、又は帳簿書類その他物件の調査をするときは、積極的に協力しなければならない。

(概算払)

第14条 市長は、特に必要があると認めるときは、補助金の交付決定額の10分の9に相当する金額を限度に概算払をすることができる。

2 前項の概算払を受けようとする者は、概算払申請書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第6条第1項の規定による申請において当該書類を既に提出している場合は、この限りでない。

(1) 事業を行うに当たり許認可等が必要である業種の場合は、当該許認可等を受けたことが確認できる書類の写し

(2) コンサルタント等との契約内容及び支援計画が確認できる書類の写し

3 市長は、補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付

されているときは、規則第21条第2項の規定により、その額の返還を補助金返還通知書（様式第8号）により、概算払を受けた者に通知するものとする。

4 前項の規定による通知を受けた者は、その通知を受けた日から起算して10日を経過した日までに市長に返還しなければならない。

（実績報告）

第15条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業が完了した場合は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書（様式第9号）
- (2) 事業の概要及び成果書（様式第9号その1）
- (3) 収支決算書（様式第9号その2）
- (4) 補助事業決算内訳書（様式第9号その3）
- (5) 補助対象経費の支払が確認できる書類
- (6) 工事した箇所の分かる写真
- (7) 事業を行うに当たり許認可等が必要である業種の場合は、当該許認可等を受けたことが確認できる書類の写し（第14条第2項第1号の規定により既に提出している場合を除く。）
- (8) コンサルタント等からの伴走支援又は経営指導の実績が確認できる書類（実績報告時点までの実績とする。）
- (9) その他市長が特に必要があると認める書類

2 補助金の概算払を受けた者は、実績報告書を提出する際に、概算払精算書（様式第10号）を併せて市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定通知）

第16条 市長は、補助金の額が確定したときは、補助金確定通知書（様式第11号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金交付決定の取消し）

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 規則第19条第1項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 補助対象事業において営業期間が1年に満たなかったとき。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - ア 災害により事業を継続できない場合
 - イ 疾病により事業を継続できない場合
 - ウ その他補助事業者の責めに帰さない事由その他やむを得ない事由があると認められる場合
- (3) 正当な理由なく、第3条第8号に規定する委託契約等を締結せず、又は同号

に規定する伴走支援若しくは経営指導を3か月未満で中止したとき。ただし、前号アからウまでに掲げる事由に該当する場合は、この限りでない。

2 市長は、補助金の交付の決定を取り消したときは、様式第6号により、補助事業者に通知するものとする。

(請求書)

第18条 規則第20条第2項の請求書は、様式第12号とする。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年6月1日から施行する。

別表（第5条関係）

経費区分	対象経費	補助率	補助期間	補助額の上限
（１）店舗改修費又は店舗建築費	内装工事，外装工事，給排水設備工事，サイン工事，電気工事及び撤去工事等に要する経費	2分の1	令和8年6月1日から 令和9年3月31日まで	300万円
（２）経営支援費	事業計画の策定，資金調達，店舗運営，販路開拓，商品若しくはサービスの開発その他経営の安定化に関し，第2条第3号に規定するコンサルタント等から伴走支援又は経営指導を受けるための委託料その他の経費	10分の1 0	令和8年6月1日から 令和9年3月31日まで	200万円

備考

- 1 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税も補助の対象とする。
- 2 補助額に1,000円未満の端数が生じたときは，これを切り捨てるものとする。
- 3 経営支援費のうち，融資の実行額その他の成果に応じて支払う報酬，借入金，利子，信用保証料，金融機関に支払う融資に係る手数料その他借入に伴い支払う経費は，補助対象経費としない。

別図(第2条関係)

